

令和5年第3回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和5年3月27日(月) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室				
開会時刻	午前10時01分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
閉会時刻	午前11時25分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
議長	会長 町田 弘之				
農業委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席	
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席	
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席	
3	比留間 正道	出席	福島 義博	出席	
4	内野 正子	出席	新井 一三	出席	
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	出席	
6	須藤 良春	出席			
7	川鍋 昭人	出席			
8	小川 佐智恵	出席			
9	長谷川 正博	出席			
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況		
			職名	氏名	
			事務局長	玉木 亨	
			事務局次長	高橋 浩	
			主査	戸田 勝利	
			主任	岩波 圭介	
議事の日程					
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第3	議案第6号	鶴ヶ島市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止について			
日程第4	議案第7号	鶴ヶ島市農業委員会新規就農者の農地取得等に関する要領の廃止について			
日程第5	議案第8号	農用地利用集積計画の決定について			
日程第6	報告第3号	報告事項について			
日程第7	その他	(ア) 鶴ヶ島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について (イ) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について (ウ) 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積を定める告示の廃止について			
議事(担当)		内 容			
開会	議長	<p>農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和5年第3回農業委員会総会を開会します。</p>			

日程第1	議長	議事録署名委員の指名について 議席番号6番 須藤良春 委員 議席番号7番 川鍋昭人 委員 を指名します。
日程第2	議長  事務局  議長  農業委員  議長  推進委員  議長  議長  議長	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。  議案書をもとに、説明します。 申請地は、市役所の南約280メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。 譲受人は、妻と長女とともに現在の居住地である賃貸住宅で生活していますが、子供の誕生や家具の増加などにより狭さを痛感するようになりました。 また、使い勝手も悪く日々の生活が非常に不便なため、自己用住宅を建築することにしました。 譲受人は、以前から本市に住んでおり土地勘があること、川越にある実家に行き来しやすいことから、鶴ヶ島市内で候補となる土地を探しました。 本申請地周辺は閑静な土地柄で、子供を育て日々の生活を送るうえで最適と考えているとのこと。  次に担当する農業委員から説明をお願いします。  譲受人に、確認した内容を報告します。 申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。  次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。  譲渡人に確認した内容を報告します。 申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請地周辺の農地については、今後も随時、5条の申請を考えているとのこと。  出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。  (質問・意見なし)  特段無いようですので、質疑を終了し採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。  (起立全員)  起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。 次に2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、かみひろや幼稚園の北東約340メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。</p> <p>譲受人夫妻は、生後6か月の長女とともに、現在の居住地である賃貸住宅で生活しています。現在の住まいが手狭になったので自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>譲受人夫妻は、二人とも常勤で勤務しており、それぞれシフトによる宿泊勤務があるため、東松山市にある妻の実家の協力を得られる場所を探していました。</p> <p>また、勤務先の職務規程上、JR山手線の駅から1時間以内に居住する必要もあり、候補地を探したところ、本申請地と出会うことができたとのことです。</p> <p>本申請地周辺は閑静な住宅地であり、親しい友人や大叔母も近くにいることから、子育てや日常生活を送る上では最適な立地条件と考えているとのことです。</p>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は事務局の説明のとおりです。</p>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。今後、本申請地に隣接する東上線側に2筆、5条の申請を計画しているとのことです。他の農地については、息子さんが耕作するとのことです。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、つくし幼稚園の南東約260メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。</p> <p>譲受人は、妻と現在の居住地である賃貸住宅で生活しており、本年7月には子供が生まれる予定です。</p> <p>現在の賃貸住宅は、譲受人が独身時代から住んでおり、結婚、子供の誕生の準備により手狭となったため、自己用住宅を建築することにしました。</p>

		<p>譲受人の勤務地は川越市吉田であること、妻は上広谷地内に勤務していること、坂戸市大字青木にある妻の実家に行き来しやすいことを条件に土地を探しました。 他の候補地も検討しましたが、学校までの距離や車の交通量などから、本申請地が最適であると考え選定したとのことです。</p>
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は事務局の説明のとおりです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	委員	申請地と申請地に隣接する畑は、何年も耕作されていません。申請地に隣接する畑も、今回のような開発が計画されていますか。
	事務局	隣接農地の開発計画については、把握していません。
	委員	農業経営状況調査などにより、土地所有者の利用意向を把握していませんか。
	事務局	手元に資料がないので、土地所有者の意向については分かりません。
	委員	申請地と隣接地の所有者は同じ方ですか。
	事務局	申請地と隣接地は元々同じ筆であり、ここで分筆されました。所有者は同じ方となっています。
	議長	その他何かありますか。 特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。
		(起立全員)
	議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	議案第6号 鶴ヶ島市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止についてを議題といたします。

	事務局	事務局より説明をお願いします。
	事務局	現在、個人情報、民間事業者を対象とした個人情報保護法、国の行政機関を対象とした行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を対象とした独立行政法人等個人情報保護法、各地方公共団体で定めた個人情報保護条例に基づき保護されています。こうした中、国は個人情報の保護とデータ流通に必要な全国的な共通ルールを法律で定めることとしました。このため、鶴ヶ島市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程が不要となり、ここで廃止するものです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	議長	特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、原案のとおり「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。
	議長	(起立全員)
	議長	起立全員のため、本件は、「承認」とすることに決定しました。
日程第4	議長	議案第7号 鶴ヶ島市農業委員会新規就農者の農地取得等に関する要領の廃止についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
	事務局	当農業委員会では、新規就農者の農地取得について、農地法で定める要件のほか本要領で独自の基準を定めています。こうした中、本年4月1日に施行される改正農地法では、経営規模の大小にかかわらず、意欲をもって農業に新規参入する者を地域内外から取り込むことが重要とされました。このため、改正農地法の趣旨に沿った新規就農者の農地取得を進めるため、本要領を廃止するものです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	議長	特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、原案のとおり「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。
	議長	(起立全員)
	議長	起立全員のため、本件は、「承認」とすることに決定しました。
日程第5	議長	議案第8号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案書等をもとに説明します。</p> <p>申請地は太田ヶ谷地区にあり、第1種農地で農業振興地域内の農用地です。面積は、2,618㎡となっています。</p> <p>本件は、現在の利用権の設定期間が、令和5年3月31日で満了となるため、継続して、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、利用権の設定を行うものです。</p>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>借受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は事務局の説明のとおりです。</p>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>貸付人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、本件は「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書等をもとに説明します。</p> <p>申請地は三ツ木地区にあり、第2種農地で、当初から農用地の指定はされていません。面積は、4筆合わせて4,051㎡となっています。</p> <p>本件は、現在の利用権の設定期間が、令和5年3月31日で満了となるため、継続して、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、利用権の設定を行うものです。</p>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>借受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は事務局の説明のとおりです。</p> <p>土地所有者が、本申請地の開発を考えていることから、1年の契約期間内にパイプハウスを撤去することです。</p>

議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員	パイプハウスの撤去を目的に、利用権を設定する旨の説明があったように思います。そうした理由で利用権を設定できるのですか。
事務局	本申出につきましては、引き続き露地野菜を栽培するための申出ですので、パイプハウスの撤去を目的とした利用権の設定ではありません。
委員	事務局の説明は理解しますが、申請地はしばらく耕作がされていません。今回の申出は、保全管理とパイプハウス撤去のための利用権設定のように思えますがどうでしょうか。
事務局	利用権の設定については、はじめに産業振興課農政担当に申出書が提出されます。提出された申出書によりまずと、申出地のすべてを利用して露地野菜を栽培する計画となっています。
委員	私も申請地の近くをよく通りますが、しばらく耕作をしているのを見たことがありません。開発を前提に1年間延長するのであれば、延長しなくてもいいようにも思います。
委員	土地所有者は、借受人以外に申出地を管理してくれる人がいないので、開発が決まるまでの1年間、利用権を設定しているようにも思えます。そうであれば、今回の申出は、利用権設定の対象にはならないと思います。
事務局	本申出につきましては、営農が目的ではない旨のご意見をいただいておりますが、畑として活用するということが申出の内容ですので、申出者にはその旨をしっかりと伝えたいと考えています。
議長	借受人の営農状況は分かりますか。
事務局	本申出地を含めて6,085㎡の農地を借り受けており、露地野菜を栽培しています。
委員	今後の耕作の状況を、事務局で注意深く確認していく必要があると思います。
議長	ただいま、利用権が開始された後のフォローについての意見がありました。事務局においては、事後フォローをお願いします。

また、慎重審議を行なううえでの、基礎情報を把握しておくよう合わせてお願いします。

議長

その他何か質問等がありますか。

委員

1年間の利用権設定期間が終了した後の活用は決まっていますか。活用までに時間があるとすると、その間の農地の管理は誰が行うのでしょうか。

事務局

事務局では、1年後の利用計画を把握していません。農地の管理責任は土地所有者にありますので、利用権の設定期間終了後に適正な管理ができていない場合は、他の農地と同様、土地所有者に適正な管理をお願いすることになります。

委員

土地所有者の方は、高齢と伺っています。適正な管理ができなくなる危険性があるならば、次の利用が決まるまで、利用権の設定期間を伸ばすことも考えられるのではないのでしょうか。

事務局

利用権の設定につきましては、産業振興課農政担当に申出書が提出され、農業委員会には、その内容についての意見が求められるものです。申出内容は、あくまでも所有者の意向ですので、利用権の設定期間が終了した後の意向については、事務局では把握できません。しかしながら、先ほど来のご意見を踏まえ、今後は、農政担当を通じて、利用権設定期間終了後の活用について、土地所有者と借受人に話を聞く方向で調整したいと思います。

委員

地元の委員として、わかる範囲で説明します。土地所有者については、高齢で農作業はできません。また、娘夫婦も農地の管理はできないため、利用権の設定期間が終了した後は、トラクターを所有する近所の農家の方に、耕うんをお願いすることになると思われま

委員

今回の申出書はどなたが提出されたのでしょうか。土地所有者の方は、高齢のため対応できないと思われま

事務局

借受人と土地所有者名義で申出書が提出されています。

委員

娘夫婦と相談して、土地所有者が提出したと聞いています。

議長

例えば、農地法や登記関係の書類については、土地所有者が申請、申出することが大原則となっています。今回の場合、書類上の瑕疵がありませんので、土地所有者が申出することに事務手続き上の問題はないと思われま

委員

農政担当が申出書を受領した際に、土地所有者の意向を把握し、こうした場で説明してもらえば説得力があるように思います。

事務局

申出書を受領する際、利用権設定期間終了後の農地の活用内容などについて、農政担当が確認するようになりたいと思



議長	<p>本件について、他に質問等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、本件は「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に3番について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書等をもとに説明します。 申請地は上新田地区にあり、第2種農地で、当初から農用地の指定がされていない筆と、農用地の指定がされている筆が混在しています。面積は、4筆合わせて2,486㎡となっています。</p> <p>本件は、現在、農地中間管理機構を通じて設定されている利用権の設定期間が、令和5年3月31日で満了となるため、継続して、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行うものです。</p>
議長	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>借受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は事務局の説明のとおりです。 現在は、一人で農作業に従事していますが、来年からは奥さんも手伝われる予定とのこと。</p>
議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>貸付人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	<p>資料によると、利用権の設定区域となっている4筆のうち、その一部が対象区域から除かれています。今日配布された地図では、その除かれた部分が分かりません。</p>
事務局	<p>利用権の設定区域から外れる部分は、地図上赤枠で囲まれている区域のうち、左上の部分となります。</p>
議長	<p>本件について、他に質問等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長 特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。  
本件について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、本件は「可」とすることに決定しました。

次に4番から6番までにつきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書等をもとに説明します。  
申請地は太田ヶ谷地区にあり、第1種農地で、農用地の指定がされています。面積は、4筆合わせて3,549㎡となっています。  
本件は、現在、農地中間管理機構を通じて設定されている利用権の設定期間が、令和5年3月31日で満了となるため、継続して、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行うものです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 借受人に、確認した内容を報告します。  
本申請内容に間違いがないことを確認しました。  
申請の理由は事務局の説明のとおりです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 貸付人に確認した内容を報告します。  
本申請内容に間違いがないことを確認しました。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。  
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段無いようですので質疑を終了し、4番から6番まで順次、挙手をもって採決を行います。  
4番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は「可」とすることに決定しました。

5番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長	<p>挙手全員のため、本件は「可」とすることに決定しました。</p> <p>6番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員のため、本件は「可」とすることに決定しました。</p> <p>次に7番について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書等をもとに説明します。</p> <p>申請地は高倉地区にあり、第1種農地で、農用地の指定がされています。面積は、1,633㎡となっています。</p> <p>本件は、現在の利用権の設定期間が、令和5年3月31日で満了となるため、継続して、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、利用権の設定を行うものです。</p>
議長	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>借受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は事務局の説明のとおりです。</p> <p>作付けは、野菜を中心に麦や大豆を栽培しています。また、自分のところで販売を行っており、すべて完売しているとのことです。</p>
議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>貸付人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	<p>借受人は特定非営利活動法人となっています。特定非営利活動法人について説明してください。</p>
事務局	<p>いわゆるNPO法人と呼ばれており、障害者福祉など、様々な社会貢献活動を行う団体の総称となっています。</p>
委員	<p>今回の利用権の設定は、法人が行うのですか、それとも理事長個人が行うのですか。</p>
事務局	<p>法人として借り受けることとなっています。</p>
委員	<p>非営利の法人が、借りている農地で栽培した野菜を販売して収益を得てもいいのですか。</p>

	事務局	NPO法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるため、特定非営利活動に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業を行うことができます。本件においては、障害を持った方が農作業により得た収益を、工賃として支払っているものです。詳しい手続きについては承知していませんが、収益事業に関する会計については、特定非営利活動に係る会計と区分するなどの対応が必要になると思われます。
	委員	通所している方や指導員の人数、配分計画などは分かりますか。分からなければ結構です。
	事務局	提出された申出書によりますと、農業に従事する職員の方は理事長を含め4名となっています。通所されている方の人数等につきましては、把握していません。
	議長	本件について、他に質問等ございますか。  (質問・意見なし)
	議長	特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。本件について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。  (起立全員)
	議長	起立全員のため、本件は「可」とすることに決定しました。
日程第6	議長	報告第3号 報告事項についてを議題といたします。事務局より、説明(報告)をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明(報告)します。 農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第2回総会における審議案件 4 件 農地法第5条の許可の取消申出 なし 農地法第4条の転用届出専決処分 なし 農地法第5条の転用届出専決処分 1 件 農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 1 件 農地改良等に係る届出 なし 諸証明の発行 なし
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。  (質問・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、順次採決を行います。本件について、「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。  (起立全員)

	議長	起立全員のため、「承認」することに決定しました。	
日程第7	議長	その他についてを議題といたします。 事務局よりまとめて説明願います。	
	事務局	(ア) 鶴ヶ島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について、各項目ごとに説明。 (イ) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、各項目ごとに説明。 (ウ) 農地法が改正され、別断面積を定める告示の効力が失われることとなったため、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積を定める告示を廃止することについて説明。	
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)	
	議長	特にないので質疑を終了し、順次採決を行います。 (ア) 鶴ヶ島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について、原案のとおり「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員)	
	議長	起立全員のため、本件は「承認」することに決定しました次に、(イ) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員)	
	議長	起立全員のため、本件は「承認」することに決定しました次に、(ウ) 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積を定める告示の廃止について、原案のとおり「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員)	
	議長	起立全員のため、本件は「承認」することに決定しましたその他説明事項等がありますか。	
	事務局	特にありません。	
	議事録の署名	議長	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。
		事務局	本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求めます。 議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。

閉会	議長	以上をもって、令和5年第3回農業委員会総会を閉会します。
----	----	------------------------------